

千葉県がん対策推進計画の目標達成状況(緩和ケアの推進 平成29年3月末時点)

数値目標等 【評価】 達成率 100%以上⇒◎ 80%以上⇒○ 50%以上⇒△ 50%未満⇒×				
項目	計画改定時点	目標 ＜平成29年度＞	現状値	評価
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修 (注1)	がん診療連携拠点病院の医師の研修修了者数 656名 それ以外の医療機関の医師の研修修了者数 437名 計1,093名 (平成24年度までの累計)	がん診療に携わる医師研修修了者数の増加	がん診療連携拠点病院の医師の研修修了者数 2,456名 それ以外の医療機関の医師の研修修了者数 874名 計3,330名 (平成29年3月末までの累計)	◎
がん診療に携わる医療従事者に対する緩和ケア研修 (注2)	がん診療に携わる医療従事者の研修修了者数 600名 (平成24年度までの累計)	看護師を中心としたがん診療に携わる医療従事者研修修了者数の増加	がん診療に携わる医療従事者の研修修了者数 1,272名 (平成29年3月末までの累計)	◎
緩和ケア病床 (注3)	8病院171床 (平成24年度)	緩和ケア病床の増加	15病院312床 (平成29年3月末)	◎
住まいの場での死亡割合 (注4)	10.0% (平成22年度)	経年ごとに上回る	平成23年 10.4% 平成24年 12.1% 平成25年 14.3% 平成26年 14.7% 平成27年 14.4%	○
がん患者の看取りをする在宅療養支援診療所及び一般診療所の割合 (注5)	がん患者の看取りあり 100か所/173か所 57.8% (平成25年度)	割合の増加	がん患者の看取りあり 155か所/284か所 54.6% (平成28年度)	×

- (注1) 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づき実施している研修修了者数(医師・歯科医師)
- (注2) 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づき実施している研修修了者数(医師・歯科医師以外)
- (注3) 関東信越厚生局ホームページ・保険医療機関の施設基準の届出受理状況(届出受理医療機関名簿)から抽出
- (注4) 千葉県衛生統計年報(人口動態調査)第15-1表: 悪性新生物死亡における「介護老人施設」「老人ホーム」「自宅」での死亡割合
- (注5) 在宅緩和ケアに関する社会資源調査(千葉県):
 - ・ちば医療なびより抽出した「在宅療養支援診療所」「24時間対応診療所」「在宅ターミナルケアの対応(診療所)」(重複を除く)に調査を実施
 - ・回答があった診療所のうち、前年に往診もしくは訪問診療をしていたがん患者に「死亡診断書」を記載した実績のある診療所の割合

千葉県がん対策推進計画の進捗状況と評価(緩和ケアの推進 平成29年6月末時点)

施策の体系			施策の方向	実施主体	進捗状況	評価	課題及び今後の取組	
大項目	中項目	小項目						
2	医療	①がん と診断された 時からの緩和 ケアの推進	相談や支援を受けられる体制の強化					
			○緩和ケアの提供者の第一はがん治療医であることを含め、緩和ケアに関する普及啓発を実施します。	県・拠点病院	○がん治療を行う医師や医療従事者、治療を受ける患者・家族に対し、各拠点病院等に設置されている相談支援センターや、情報サイト「ちばがんナビ」、冊子等の啓発物資により情報の発信をしている。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、拠点病院等の相談支援センターや、がんナビ等の情報サイト、冊子等の啓発物資により情報発信をしていく。	
			○病院・診療所のすべての医師、看護師、コメディカルが連携して患者、家族をサポートする体制を強化します。	県・関係機関	○在宅緩和ケアを担う医療・介護分野の人材に対し、患者・家族の求めに応じた情報提供を行う資質の向上のための研修会を開催している。	施策の方向の内容を達成している。	○地域緩和ケア支援事業等の研修会を活用し、在宅緩和ケアを担う医療、介護分野の人材に対し研修を継続する。	
			専門的緩和ケアの提供体制の整備					
			○3年以内に、がん診療連携拠点病院を中心に、緩和ケアを迅速に提供できる診療体制を整備するとともに、緩和ケアチームや緩和ケア外来等で提供される専門的緩和ケアの体制整備と質の向上を図ることを目標とします。	拠点病院が中心	○拠点病院等は、緩和ケアセンターの設置や院内研修等により自施設の体制整備に取り組んでいる。 ○拠点病院等の緩和ケア提供体制に関する調査を実施し結果を提供した。	施策の方向の内容を達成している。	○国の患者体験調査では、身体的苦痛や精神心理的苦痛の緩和が十分に行われていない患者も少なくないため、引き続き、拠点病院を中心とした診療体制の整備と専門的緩和ケアの体制整備と質の向上を図る必要がある。	
			○がん患者や家族の療養生活の充実を図るため、療養場所の一つとしての緩和ケア病床の整備を図ります。	県	○協力病院の指定要綱を改正し、緩和ケアチームの整備を義務化した。 ○地域医療再生基金を活用し、病院の緩和ケア病床整備を支援した。(1病院 20床)。	施策の方向の内容を達成している。		
			地域連携体制の環境整備					
			○地域におけるがん緩和ケアを提供するための連携体制を速やかに構築できる環境を整備します。	県・拠点病院	○在宅緩和ケア協力推進研修事業を実施し、県内2モデル地区において、地域のネットワーク作りを目的とした実践的な研修会等を実施した。 ○拠点病院が地域の医療機関等と連携協力体制を整備している。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、拠点病院等と協力の上、地域の医療機関等と連携体制を整備する。	
			緩和ケア研修会の充実					
			○3年以内にこれまでの緩和ケア研修体制の見直し、5年以内にがん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標とします。	県・拠点病院	○緩和ケア研修会開催指針の改正により、患者視点を取り入れた研修プログラムを策定している。 ○拠点病院を中心に、緩和ケア研修会を開催し、基本的な緩和ケアに関する知識及び技術の普及を行っている。	施策の方向の内容を概ね達成している。	○引き続き、指針に基づいた研修プログラムにより、患者視点を取り入れた研修会を実施する。	
			○拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了することを目標とします。	県・拠点病院	○施設ごとに緩和ケア研修計画を作成するとともに、 <u>企画合同検討会議により日程調整等を行い、研修会の定員・回数の増加等に取り組んだ。</u>	施策の方向の内容を概ね達成している。	○県内拠点病院におけるがん診療においてがん患者の主治医や担当医となる者の研修修了率(H29.3月末)は87.7%であり、引き続き受講促進を行っていく。	
			○看護師、薬剤師等の医療従事者の研修も引き続き推進していきます。	県・拠点病院	○看護師を対象とした研修会を、平成24年、25年の2ヶ年実施した。平成25年度には、各拠点病院で同研修会に取り組んだ経緯もあり、平成26年度からは、医療従事者向けの症状マネジメントに係る研修会を継続している。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、拠点病院等が実施する緩和ケア研修会への参加及び各種研修会について、周知を行い受講促進を図る。	

千葉県がん対策推進計画の進捗状況と評価(緩和ケアの推進 平成29年6月末時点)

施策の体系			施策の方向	実施主体	進捗状況	評価	課題及び今後の取組		
大項目	中項目	小項目							
2 医療	(2) 緩和ケアの推進	② 終末期の緩和ケアの推進	在宅緩和ケアを担う人材育成						
			○県は、在宅療養支援診療所、拠点病院等、関係機関と協力し、医師・看護師を中心に、在宅緩和ケアに関する専門的な知識と技能を有する、医療従事者を育成します。	県	○地域緩和ケア支援事業を実施し、在宅緩和ケアに係る医療従事者等が専門的な知識と技能を有するための研修会を開催している。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、地域緩和ケア支援事業を実施し、専門的な知識と技能を有するための研修会を開催する。		
			○県では在宅緩和ケアを担う人材育成に関して、有識者、患者、遺族、医師会、在宅療養支援診療所、拠点病院、関係団体等とともに議論を進める検討の場を設けます。	県	○緩和ケア推進部会を設置し、検討をしている。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、緩和ケア推進部会で検討を行う。		
			○県及び関係機関は、在宅医・訪問看護師・訪問歯科医師・訪問薬剤師等が適正な役割を果たせるための「在宅緩和ケア研修プログラム」を策定し、関係者が参加しやすい研修会開催方法や運用の工夫等を検討します。	県及び関係機関	○在宅がん緩和ケアを担う医師及び看護師の人材育成事業を実施し、モデル診療による指導、その成果を活用した研修プログラム作成した。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、在宅がん緩和ケアを担う医師及び人材育成のあり方の検討を行う。		
			○介護福祉士等、介護職に対する研修及び終末期緩和ケアマニュアル等の作成を行います。	県	○介護職に対する終末期緩和ケアマニュアルを作成し、周知及び活用について検討した。	施策の方向の内容を達成している。	○介護職向けのマニュアルを作成し、施設での看取りが行えるようマニュアルの周知・活用を推進していく。		
			多様な主体が参加できる地域の特性に応じたネットワークづくり						
			○地域の特性に応じたネットワークづくりについてそれぞれの地域で協議することを促進します。	県・拠点病院	○拠点病院は、千葉県がん診療連携協議会緩和医療専門部会等で、地域連携クリティカルパスの運用等を検討している。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、拠点病院は、地域クリティカルパスの運用等について検討を進めるとともに、県は緩和医療専門部会と情報共有を行い、地域連携について検討を行う。		
			○県は、拠点病院と在宅療養支援診療所やかかりつけ医等、地域の在宅医療を担う関係機関が協力し、地域のネットワークの関係者が協議できる場を設定して、在宅緩和ケアを支えるしくみを検討し、病院の後方支援や訪問看護活動等、多職種連携を強化していきます。	県	○在宅緩和ケア協力推進研修事業により、県内2モデル地区において、地域のネットワークづくりを目的とした実践的な研修会等を実施した。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、緩和ケア推進部会で拠点病院と在宅医療を提供する医療機関との連携体制について検討していく。		
			○県及び市町村は、地域の特性に応じた在宅緩和ケア提供の連絡調整の場を設け、その地域に必要な在宅緩和ケア・終末期緩和ケアの機能と役割を明確にし、ネットワークの強化を図ります。	県・市町村	○県は、在宅緩和ケアネットワーク運営事業を実施し、連絡調整会議の設置により、関係機関のネットワーク構築を推進した。 また、地域緩和ケア支援事業における社会資源調査等により各圏域ごとの在宅緩和ケア提供体制に係る情報提供を行い、市町村が行う連絡調整を支援している。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、県は在宅緩和ケア体協体制に係る情報を提供し、市町村が中心となって行う在宅医療・介護のネットワーク構築の強化を支援していく。		
			在宅で終末期を過ごすことに関する情報提供及び意識の醸成						
			○がん治療に携わる医療従事者は、在宅医療への意識の醸成を図り、がん患者と家族に対して必要な情報を提供するとともに、在宅医療に関する選択肢を提示できるように理解を深めます。	がん治療に携わる医療従事者	○県、拠点病院等が開催する研修会等により、選択肢の提示ができる人材の育成を行っている。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、県、拠点病院が開催する研修会等を通じ、療養の場について選択肢を提示できる人材の育成を行う。		
			○治療医と緩和ケア医がともに議論を進める検討の場を設けます。	県及び関係機関	○拠点病院を中心とし、多職種連携の仕組みづくりを実施している。 ○緩和ケア推進部会を設置し、検討を行っている。	施策の方向の内容を達成している。	○拠点病院等を中心とし、多職種連携カンファレンスを開催していく。		
			○県は拠点病院及び医師会を中心に地域の在宅緩和ケアに関する情報の集積を行い、がん患者と家族に対して必要な情報を提供します。	県	○地域緩和ケア支援事業を実施し、在宅緩和ケアフォーラムを開催した。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、地域緩和ケア支援事業を実施し、在宅における医療・介護に関する情報収集・情報提供する。		
			○県は、在宅緩和ケアを担う医師やかかりつけ医および看護師等さまざまな職種の関係団体の協力のもと、在宅緩和ケア・終末期緩和ケアについて、がん患者と家族、医療従事者、福祉関係者だけでなく全ての県民の理解を深め、在宅緩和ケアについて共通の理解を持てるよう普及啓発します。	県	○千葉県がん情報「ちばがんナビ」に資源調査結果等を掲載し、わかりやすく県民や医療従事者へ周知を行っている。 ○地域緩和ケア支援事業を実施し、在宅における医療・介護に関する情報収集・情報提供を行っている。	施策の方向の内容を達成している。	○引き続き、地域緩和ケア支援事業や関係団体との連携により在宅緩和ケアの普及啓発を行う。		